普通肥料の生産業者の皆さんへ

大阪府環境農林水産部

I〈制度の概要〉

1 都道府県知事の登録事項となっている普通肥料

普通肥料 (ただし、農林水産省令により「指定混合肥料」として定められたものを除く。) のうち、肥料の品質の確保等に関する法律 (以下、肥料法。) 第4条第1項第7号に該当するものは、当該生産事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録事項となっています。(※これら以外の普通肥料の生産及びすべての普通肥料の輸入は、農林水産大臣の登録事項となっています。)

なお、農業協同組合等政令で定める者にあっては、これに加えて同条第1項第6号に該当する普通肥料を生産する場合についても、当該生産事業場の所在地を管轄する 都道府県知事の登録事項となっています。

2 1により都道府県知事の登録事項となっている普通肥料を大阪府内において生産する場合の登録及び登録有効期間の更新手続及び登録後の各種変更届等及び登録失効届等の手続の概要は以下のとおりです。

Ⅱ〈登録及び登録期間の更新手続〉

- 1 普通肥料を新たに生産する場合(肥料法第6条第1項)
- (1)提出書類等(※これら以外にも別途資料等の提出をお願いする場合があります。)
 - ①肥料登録申請書(普通肥料生産業務調書を含む)(普肥様式1) 2部
 - ②生産工程の概要書(原材料内訳等を含む)

1 部

- ③植害試験成績書(提出は普通肥料の公定規格で植害試験の実施が定められた肥料のみが対象。) 1部
- ④法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書、個人の場合は住民票(いずれも発行後3ヶ月以内のもの。コピー可。) 1部
- ⑤成分分析証明書(分析項目は普通肥料の公定規格に基づく) 1部
- ⑥肥料見本
- ⑦返信用封筒 (宛先記入・切手貼付)
- (2) 申請手数料(申請時、別途納付してください。納付方法の詳細はⅢを参照。) 31,400円
- 2 普通肥料の登録有効期間を更新する場合(肥料法第12条第4項)
- (1)提出書類等(※これら以外にも別途資料等の提出をお願いする場合があります。)
 - ①肥料登録有効期間更新申請書(普通肥料生産業務調書を含む)(普肥様式2) 2部
 - ②生産工程の概要書(原材料内訳等を含む) 1部
 - ③法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書 1部、個人の場合は住民票(いずれも発行後3ヶ月以内のもの。コピー可。) 1部
 - ④返信用封筒 (宛先記入·切手貼付)
- (2) 申請手数料(申請時、別途納付してください。納付方法の詳細はⅢを参照。) 6,400円

Ⅲ〈手数料の納付方法〉

申請手数料の納付は、以下のいずれかの方法により行ってください。

- 1 納入通知書による金融機関の窓口での納付
- (1) 申請書(仮) をメール (CHISAN-CHISHOU@gbox.pref.osaka.lg.jp)、 もしくは FAX などにより提出してください。(※申請書は案段階のもので構いま せん。押印不要。)
- (2) 大阪府から納入通知書が届きます。
- (3)納入通知書に定められた所定の金額を金融機関の窓口で納付してください。
- (4) 申請者控として、納付済証と領収証書が返却されます。
- (5) 申請書に納付済証を添えて提出してください。
- 2 咲洲庁舎の手数料納付窓口での納付
- (1) 咲洲庁舎1階の手数料納付窓口に申請書を持参してください。(営業時間9:15 \sim 17:30)
- (2) バーコードを読み取った後に金額が表示されますので、表示された金額を窓口で納付してください。
- (3) 納付情報が申請書に印字されますので、印字された申請書を提出先まで持参し、提出してください。
- 3 コンビニでの納付(※別途コンビニ取扱手数料がかかります。)
 - (1) 下記の各 URL にアクセスし、必要情報を入力の上、申し込みを完了してください。
 - ①新規登録する場合

https://www.payment.pref.osaka.lg.jp/cvsps-shinsei/RS10101/00136

②登録の更新を受ける場合

https://www.payment.pref.osaka.lg.jp/cvsps-shinsei/RS10101/00137

- (2) 利用するコンビニ系列を選択し、受付番号を確認してください。
- (3) コンビニ店舗で、系列に応じた方法にしたがって納付してください。
- (4) 申請者控として、納付済証もしくは領収書が配付されます。
- (5) 申請書に納付済証、もしくは領収書のコピーを添えて提出してください。

IV 〈登録後の各種申請、届出等の手続〉※手数料等は不要です。

- 1 手続の種類・内容及びこれらに係る申請・届出様式
- (1)登録証を滅失又は汚損した場合の登録証の再交付申請…肥料登録証再交付申請書(普肥様式3)
- (2)登録を受けた普通肥料の名称を変更する場合の変更の届出及び登録証の書替交付の申請…肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書(普肥様式4)
- (3) 肥料登録証の記載事項に変更が生じた場合の変更の届出及び登録証の書替交付の申請…肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証書替交付申請書 (普肥様式5)
- (4) 相続又は法人の合併若しくは分割により肥料登録を受けた者の地位を承継した場合の届出及び登録証の書替交付の申請…相続(合併) に基づく肥料登録証の書替交付申請書(普肥様式6)
- (5) 肥料登録事項中登録証の記載事項以外の事項に変更が生じた場合の変更の届出… 肥料登録事項変更届(普肥様式7)
- (6) 登録されている肥料が次のいずれかに該当することにより登録の効力を失った場合の失効の届出…肥料登録失効届(普肥様式8)
 - ①登録を受けていた法人が解散し、その清算が終了した場合。
 - ②登録を受けていた肥料の生産や輸入をやめた場合。
 - ③登録を受けている肥料について、保証成分量やその他の規格を変更した場合。
 - ④登録の有効期限が過ぎ、有効期間の更新をしなかった場合。

2 提出書類・提出期限等

- (1)提出書類等(※これら以外にも別途資料等の提出をお願いする場合があります。)
 - ①所定の申請書又は届出書 2部 ※登録失効届は1部
 - ②既交付済みの登録証(ただし、1の(1)において登録証を滅失した場合及び1の(5)の場合を除く)
 - ③法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書、個人の場合は住民票(いずれも発 行後3ヶ月以内のもの。コピー可。) 1部
 - ④返信用封筒(宛先記入・切手貼付)※→登録失効届の場合は不要
- (2) 提出期限
 - ①肥料の名称変更(1の(2)の手続)については変更する前まで
 - ②肥料登録失効届(同(6)の手続)については事実発生後速やかに
 - ③その他の登録・届出事項の変更については、事実発生後2週間以内

(申請等及び問い合わせ先)

大阪府環境農林水産部農政室推進課 地産地消推進グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階 TEL: 06-6210-9595 FAX: 06-6614-0913

- なお、府庁ホームページ <u>http://www.pref.osaka.jp/</u> からもダウンロードできます。
 - ※ メインページの中の「手続・催し総合案内」のコーナーの「申請・届出」のボタンをクリックすると、「申請・届出等のご案内」(ピピっとネット)のページに移動します。同ページの「名称や案内番号でさがす」の検索枠に「普通肥料」と入力して「検索」ボタンを押すと、「普通肥料の登録申請関係」のページが表示されます。



(普肥様式1)

肥料登録申請書

年 月 日

大阪府知事 様

住所 (フリガナ) 氏名

電話番号

(住所・氏名について、法人の場合は、主たる事務所の所在地、 法人名称、代表者職氏名を記載してください。)

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質に確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

- 1 氏名及び住所
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 保証成分量その他の規格
- 5 生産する事業場の名称及び所在地
- 6 保管する施設の所在地
- 7 植物に対する害についての栽培試験の成績(別紙のとおり)
- 8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第3号に掲げる事項(別紙のとおり)

普通肥料生產業務調書

(普通肥料登録申請書及び同肥料登録有効期間更新申請書添付用)

名称	(法・私)				
代表者	役職名		 氏名		
住所					
(所在地)	郵便番号		電話		
	名称			他	ヶ所
生産又は輸入する事	所在地	大阪府	 	 	
業場の名称及び所在 地	郵便番号		 電話		
	府外				
	名称			他	ケ所
販売する事業場の名	所在地	大阪府			
称及び所在地	郵便番号		電話	 	
	府外				
/ログサールの記げており	府内			他	ヶ所
保管施設の所在地	府外				
届出肥料の商品名					
工場所在地の略図					

(※ 地図は別紙でもかまいません。)



201122211

(普肥様式2)

肥料登録有効期間更新申請書

年 月 日

大阪府知事 様

住所 (フリガナ) 氏名

電話番号

(住所・氏名について、法人の場合は、主たる事務所の所在地、 法人名称、代表者職氏名を記載してください。)

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 氏名および住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- 4 肥料の種類
- 5 肥料の名称
- 6 保証成分量その他の規格
- 7 生産する事業場の名称および所在地
- 8 保管する施設の所在地
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項(別紙のとおり)

普通肥料生產業務調書

(普通肥料登録申請書及び同肥料登録有効期間更新申請書添付用)

名称	(法・私)				
代表者	役職名		氏名		
住所					
(所在地)	郵便番号		電話		
	名称			他	ケ所
生産又は輸入する事	所在地	大阪府			
業場の名称及び所在 地	郵便番号		電話		
	府外				
	名称			他	ケ所
販売する事業場の名	所在地	大阪府			
称及び所在地	郵便番号		電話		
	府外				
口笠状でいっていた。	府内			 他	ヶ所
保管施設の所在地	府外			_	
届出肥料の商品名					
工場所在地の略図					

(※ 地図は別紙でもかまいません。)

(普肥様式3)

肥料登録証再交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

下記の登録証を滅失(汚損)したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 登録の有効期限
- 4 肥料の種類
- 5 肥料の名称
- 6 保証成分量その他の規格

(普肥様式4)

2 変更する理由

肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

		年	月	日
大阪府知事 様				
	住所			
	氏名			
	(住所・氏名について、法人の場合 法人名称、代表者職氏名を記載)			の所在地、
1 登録番号				
2 肥料の種類				
3 肥料の名称				
上記の肥料についてその名称を下記のよう 第13条第4項の規定により登録証の書替交		の品質の	の確保⇔	学に関する法律
	記			
1 新しい名称				

(普肥様式5)

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく 肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名

(住所・氏名について、法人の場合は、主たる事務所の所在地、 法人名称、代表者職氏名を記載してください。)

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	変更した 年月日	変 更 し た登録証の記載事項に該当するもの	<u>:</u> 事項 その他	変更した 理 由

(普肥様式6)

相続(合併、分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名

(住所・氏名について、法人の場合は、主たる事務所の所在地、 法人名称、代表者職氏名を記載してください。)

下記のとおり相続(合併、分割)により登録を受けた者の地位を承継したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第2項の規定により登録証の書替交付を申請します。

- 1 承継した年月日
- 2 登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)
- 3 承継した肥料の登録番号、種類及び名称

登 録 番 号	肥料の種類	肥料の名称

(普肥様式7)

肥料登録事項変更届

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名

(住所・氏名について、法人の場合は、主たる事務所の所在地、 法人名称、代表者職氏名を記載してください。)

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により届け出ます。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した 年月日	変更した 事項	変更した 理由

(普肥様式8)

肥料登録失効届

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名

(住所・氏名について、法人の場合は、主たる事務所の所在地、 法人名称、代表者職氏名を記載してください。)

年 月 日から下記の肥料の登録は有効期間の満了(生産の廃止)により失効したので、 肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

登	録	番	号	肥	料	の	種	類	肥	料	の	名	称	